



Interactive Cebu ESL, Inc.

THE ORCHARD OF ENGLISH LEARNING

City Villa garden, Ma. Luisa Road. Banilad, Cebu City, Philippines 6000

ORIENTATION

2017 年

Interactive CEBU ESL

この度は CEBU ESL へのご留学をご希望いただき誠にありがとうございます。

充実した留学生活をお送りいただく上で、事前にご準備いただく物、フィリピンへ入国される際の手続き、当校の規定などが記載されております資料をお送りいたします。

御一読いただき留学のご準備にお役立てください。

■ 持ち物リスト

用意が必要な持ち物

持ち物	備考
パスポート	パスポートの有効期間が入国時 6 ヶ月以上+滞在日数以上あるか確認してください
航空券	往復航空券又は第 3 国への航空券。片道航空券だけでは入国ができません。
パスポート・航空券コピー	紛失した時に備えてコピーと写真 2~3 枚 (3.5cm×4.5cm) を用意しておいた方が良いでしょう。
海外旅行 (留学) 保険	フィリピン留学には海外旅行 (留学) 保険の加入が必須です。加入後の書類のコピーもお持ちください。
現金	日本の主な空港でフィリピンペソへの両替が可能。セブの空港やショッピングモールでも両替ができます。
辞書	かさばらず手軽に調べられる電子辞書が便利でしょう。
英文法・単語集	日本語で書かれた英文法の本や単語集などがあると便利です。
文房具	現地でも購入可能ですが、あまり種類も多くなかず質も良くないので用意して行くといいでしょう。
薬品	風邪薬、胃薬、頭痛薬、鎮痛剤、下痢止め薬、虫さされ薬など。
写真	現地で SSP を取得時、SSP 用写真 2 枚 (4.5cm×4.5cm)

生活に必要な持ち物、現地でも買えるが用意していくと便利なもの

持ち物	備考
衣類	夏物衣類、長袖 (冷房が苦手な方はカーディガンなど)、下着等。 現地でも購入可能です。
履物	室内用のスリッパやビーチサンダルがあると便利です。
水着	プールや海へ行ったり、アクティビティを楽しむ方は持って行きましょう。
洗面道具	歯ブラシ、歯磨き粉、石鹸、タオル、ブラシなど。 現地でも購入可能です。
化粧品	現地で購入もできますが、肌に合わないこともありますので持参されることをおすすめします。
サンクリーム	日差しが強いので持って行くといいでしょう。
変圧器	日本と電圧が違うので注意が必要です。AC アダプターの付いている製品は使用可能です。
国際キャッシュクレジットカード	PULS や Cirrus のマークがついている国際キャッシュカードやクレジットカードは、現地 ATM で現金の引き出しやキャッシングが可能です。
ノートパソコン	部屋でもインターネットの利用ができます。
サングラス・帽子・日傘	日差しが強いので持参すると良いでしょう。現地でも購入できます。
ふりかけ・お茶	日本の味が恋しくなった時役立ちます。現地モールでも購入可能です。

■ 飛行機にご搭乗される際のお荷物に関する注意事項

ご搭乗の際のお荷物には重量制限がございます。

航空会社によって規定重量はことなりますので、ご留学前に航空会社のサイトでご確認ください。

《通常の規定重量》

- ・ 受託手荷物 20kg (セブパシフィック 15kg)
- ・ 機内持ち込み手荷物 10kg

《機内持ち込みが制限されている物》

液体の持ち込みには制限があります。

少量の化粧水や液状の物は、約 10cm 四方の透明なビニール袋に入れ、中身が見えるような状態にし、チェックで承認されれば持ち込み可能です。ペットボトルなどに入った液体は持ち込めません。

その他、ライター、カミソリ、刃物なども持ち込むことができませんのでお気を付け下さい。

詳細は「国際線の航空機内への液体持込制限の導入について」をご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/koku/03_information/13_motikomiseigen/index.html

■ フィリピン入国時・出国時に必要な資料

《入国カード》

※全員必要

書式は予告なく変更になる場合があります。

REPUBLIC OF THE PHILIPPINES BUREAU OF IMMIGRATION			DISEMBARKATION CARD (for Arriving Passenger)		
SURNAME		FIRST NAME		MIDDLE NAME	
1 NIKKO		2 TARO			
<input checked="" type="checkbox"/> MALE 3	DATE OF BIRTH (mm/dd/yyyy)	COUNTRY OF BIRTH			
<input type="checkbox"/> FEMALE	01/22/70 4	JAPAN 5			
CITIZENSHIP		OCCUPATION			
6 JAPAN		7 OFFICE CLERK			
ADDRESS ABROAD (No. Street, Town/City, State/Country, Zip Code)					
8 1-1-1 MARUNOUCHI, CHIYODAKU, TOKYO, JAPAN 100-1234					
ADDRESS IN THE PHILIPPINES (No. Street, Town/City, Province)					
9 ○○○ HOTEL					
PASSPORT NUMBER	PLACE OF ISSUE 11	DATE OF ISSUE (mm/dd/yyyy)			
10 MG1234567	TOKYO, JAPAN	05/23/13 12			
MAIN PURPOSE OF TRAVEL (check appropriate box) <input type="checkbox"/> OTHERS: Specify					
13 <input checked="" type="checkbox"/> HOLIDAY/PLEASURE <input type="checkbox"/> CONVENTION <input type="checkbox"/> BUSINESS					
SIGNATURE OF PASSENGER		AIRPORT OF ORIGIN	FLIGHT NO. 16		
14 (パスポートと同じ署名)		15 NARITA	JAL741		
FOR PHILIPPINE OVERSEAS CONTRACT WORKER/BALIKBAYAN USE ONLY					
OCW I.D. NO.		REASON FOR RETURNING TO RP			
DATE OF DEPARTURE (mm/dd/yyyy)		<input type="checkbox"/> CONTRACT TERMINATED			
		<input type="checkbox"/> VACATION / LEAVE			
		<input type="checkbox"/> HEALTH / OTHERS			

- 1: 姓
- 2: 名
- 3: 性別 (男性: MALE・女性: FEMALE)
- 4: 生年月日 (月・日・西暦)
- 5: 出身国名
- 6: 国籍
- 7: 職業
- 8: 現住所
- 9: フィリピンでの住所 (ホテル名)
- 10: パスポート・ナンバー
- 11: 発行地
- 12: 発行日 (月・日・西暦)
- 13: 渡航目的
- 14: 本人のサイン (旅券と同一の署名)
- 15: 搭乗地
- 16: 搭乗便名 (入国時)

※ 注意事項: 渡航目的には「HOLIDAY/PLEASURE」にチェックをしてください。

入国時は留学のためのビザを取得していないため、フィリピンへは観光目的で入国され、その後留学先で留学に必要なビザを取得いたします。

「税関申告書」

※全員必要

書式は予告なく変更になる場合があります。

Republic of the Philippines Department of Finance BUREAU OF CUSTOMS		
CUSTOMS DECLARATION		
All arriving passengers must provide the following information. If traveling with a family, only one (1) declaration is required to be made by the head or any responsible member thereof. Please fill-up completely and legibly.		
SURNAME / FAMILY NAME	FIRST NAME	MIDDLE NAME
1 NIKKO	TARO	
SEX <input checked="" type="checkbox"/> MALE 2 <input type="checkbox"/> FEMALE	BIRTHDAY (MM/DD/YY) 3 05/07/81	
CITIZENSHIP JAPAN 4	OCCUPATION / PROFESSION 5 OFFICE CLERK	
PASSPORT NO. MG1234567 6	DATE AND PLACE OF ISSUE 7 06/16/09, TOKYO, JAPAN	
ADDRESS (Philippines) 8 DUSIT THANI MANILA	ADDRESS (Abroad) 9 2-4-11 HIGASHISHINAGAWA, SHINAGAWA-KU, TOKYO, JAPAN 140-8548	
FLIGHT NO. JL741 10	AIRPORT OF ORIGIN 11 NARITA	DATE OF ARRIVAL 12 06/12/10
PURPOSE / NATURE OF TRAVEL TO THE PHILIPPINES		
1. <input type="checkbox"/> Seafarer	4. <input type="checkbox"/> Business	13
2. <input type="checkbox"/> Returning Resident	5. <input checked="" type="checkbox"/> Tourism	
3. <input type="checkbox"/> Overseas Filipino Worker	6. <input type="checkbox"/> Others (Specify)	
NO. OF ACCOMPANYING MEMBERS OF THE FAMILY: 14		
NO. OF BAGGAGE: Checked-in _____ Pos. _____	Hand-carried: _____	Pos. 15
GENERAL DECLARATION: (Please read important information at the back) 16		
1. Are you bringing in live animals, plants, fishes and/or their products and by-products? (If yes, please see a Customs Officer before proceeding to the Quarantine Office) <input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No		
2. Are you carrying legal tender Philippine notes and coins or checks, money order and other bills of exchange drawn in pesos against banks operating in the Philippines in excess of P=10,000.00? <input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No		
If yes, do you have the required Bangko Sentral ng Pilipinas authority to carry the same? <input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No		
3. Are you carrying foreign currency or other foreign exchange-denominated bearer negotiable monetary instruments (including travelers checks in excess of US\$10,000.00 or its equivalent) if you ask for and accomplish Foreign Currency Declaration Form at the Customs Desk at Arrival and Departure areas. <input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No		
4. Are you bringing in prohibited items (freeware ammunitions and part thereof, drugs, controlled chemicals) or regulated items (VCDs, DVDs, communication devices, transmitters)? <input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No		
5. Are you bringing in <input type="checkbox"/> jewelry, <input type="checkbox"/> electronic goods, and <input type="checkbox"/> commercial merchandise and/or samples purchased or acquired abroad? <input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No		
ALL PERSONS AND BAGGAGE ARE SUBJECT TO SEARCH AT ANY TIME. (Section 2210 and 2212 Tariff & Customs Code of the Philippines as amended)		
I HEREBY CERTIFY UNDER PENALTY OF LAW THAT THE DECLARATION IS TRUE AND CORRECT	DATE OF LAST DEPARTURE FROM THE PHILIPPINES	
17	18	
SIGNATURE OF PASSENGER		
FOR CUSTOMS USE ONLY		
PRINTED NAME & SIGNATURE OF CUSTOMS OFFICER	CODE NO.	LINK UP
DATE		

- 1: 姓・名・ミドルネーム
- 2: 性別 (男性: MALE・女性: FEMALE)
- 3: 生年月日 (月・日・西暦)
- 4: 国籍
- 5: 職業
- 6: パスポート・ナンバー
- 7: パスポート発行日 (月・日・西暦)、発行地
- 8: フィリピンでの住所 (ホテル名)
- 9: 現住所
- 10: 到着便名
- 11: 搭乗空港名
- 12: 入国日 (月・日・西暦)
- 13: 訪問目的
- 14: 同伴する家族の人数
- 15: 荷物個数 (受託手荷物/機内持ち込み荷物)
- 16: 所持品の申告 あなた/あなた方は
 - 1. 生きた動物、植物、魚、それらの加工品を所持していますか？
(Yesの場合は、検疫に進む前に税関係員にお申し出ください。)
 - 2. 10,000ペソ以上のフィリピン紙幣・硬貨、小切手、郵便為替その他フィリピン銀行が発行したペソに替えられる金券を所持していますか？
所持している場合は、フィリピン中央銀行の許可を得ていますか？
 - 3. 10,000USドルまたは相当額を超える外貨 (トラベラーズチェックも含む) を所持していますか？
(Yesの場合は、到着ロビーの税関で申告用紙にご記入ください。)
 - 4. 輸入禁止商品 (鉄砲、もしくはその部品、弾薬、ドラッグ、規制薬品) または輸入制限品 (VCD、DVD、通信機器、トランシーバー) を所持していますか？
 - 5. 販売目的の宝石、電子製品、広告宣伝用商品、商品の見本を所持していますか？
- 17: 本人のサイン (旅券と同一の署名)
- 18: 出国日 (月・日・西暦)

「出国カード」

※全員必要

書式は予告なく変更になる場合があります。

THIS FORM IS NOT FOR SALE		
REPUBLIC OF THE PHILIPPINES BUREAU OF IMMIGRATION	DISEMBARKATION CARD (for Arriving Passenger)	
SURNAME	FIRST NAME	MIDDLE NAME
1 NIKKO	2 TARO	
<input checked="" type="checkbox"/> MALE 3 <input type="checkbox"/> FEMALE	DATE OF BIRTH (mm/dd/yyyy) 4 01/22/70	COUNTRY OF BIRTH 5 JAPAN
CITIZENSHIP 6 JAPAN	OCCUPATION 7 OFFICE CLERK	
ADDRESS ABROAD (No. Street, Town/City, State/Country, Zip Code) 8 1-1-1 MARUNOUCHI, CHIYODAKU, TOKYO, JAPAN 100-1234		
ADDRESS IN THE PHILIPPINES (No. Street, Town/City, Province) 9 ○○○HOTEL		
PASSPORT NUMBER 10 MG1234567	PLACE OF ISSUE 11 TOKYO, JAPAN	DATE OF ISSUE (mm/dd/yyyy) 12 05/23/13
MAIN PURPOSE OF TRAVEL (check appropriate box) OTHERS: Specify 13 <input checked="" type="checkbox"/> HOLIDAY/PLEASURE <input type="checkbox"/> CONVENTION <input type="checkbox"/> BUSINESS		
SIGNATURE OF PASSENGER 14 (パスポートと同じ署名)	AIRPORT OF ORIGIN 15 NARITA	FLIGHT NO. 16 JAL741
FOR PHILIPPINE OVERSEAS CONTRACT WORKER/BALIKBAYAN USE ONLY		
OCW I.D. NO.	REASON FOR RETURNING TO RP <input type="checkbox"/> CONTRACT TERMINATED <input type="checkbox"/> VACATION / LEAVE <input type="checkbox"/> HEALTH / OTHERS	
DATE OF DEPARTURE (mm/dd/yyyy)		

- 1: 姓
- 2: 名
- 3: 性別 (男性: MALE・女性: FEMALE)
- 4: 生年月日 (月・日・西暦)
- 5: 出身国名
- 6: 国籍
- 7: 職業
- 8: 現住所
- 9: フィリピンでの住所 (ホテル名)
- 10: パスポート・ナンバー
- 11: 発行地
- 12: 発行日 (月・日・西暦)
- 13: 渡航目的
- 14: 本人のサイン (旅券と同一の署名)
- 15: 搭乗地
- 16: 搭乗便名 (入国時)

「在フィリピン日本国大使館よりフィリピンにおける到着・出国カード様式の変更のお知らせ」

フィリピン入国管理局によれば、このたび、到着・出発カードの様式を変更し、2014年3月1日から、フィリピンの全ての空港・港において、変更した様式を使用する予定です（NAIA 空港ターミナル3では、すでに2月21日から使用を開始しているようです。）。

この新しいカード様式の使用開始に伴い、移行期間として、旧様式は3月31日まで使用できますが、4月1日から使えなくなりますので、ご注意ください。

到着カードは、【すべての外国旅券所持者】及び【海外へ移住・移民しているフィリピン旅券所持者】が提出する必要があり、出発カードは、【すべてのフィリピン旅券所持者】が提出する必要があるとしています。

なお、新しいカードの様式見本は、以下のとおりです。

【新しい到着カード様式】

REPUBLIC OF THE PHILIPPINES DEPARTMENT OF JUSTICE BUREAU OF IMMIGRATION		ARRIVAL CARD
Fill this card in English with blue or black pen and in CAPITAL letters.		
1 LAST NAME		
2 FIRST NAME		
3 MIDDLE NAME		
4 CONTACT NUMBER AND/OR E-MAIL ADDRESS		
5 PASSPORT / TRAVEL DOCUMENT NUMBER	6 FLIGHT / VOYAGE NUMBER	
7 COUNTRY OF FIRST DEPARTURE	8 PURPOSE OF TRAVEL (check one only)	
9 COUNTRY OF RESIDENCE	<input type="checkbox"/> PLEASURE / VACATION <input type="checkbox"/> OVERSEAS FILIPINO WORKER	
10 OCCUPATION / WORK	<input type="checkbox"/> FRIENDS / RELATIVES <input type="checkbox"/> RETURNING RESIDENT	
11 SIGNATURE OF PASSENGER	<input type="checkbox"/> CONVENTION / CONFERENCE <input type="checkbox"/> WORK / EMPLOYMENT	
	<input type="checkbox"/> EDUCATION / TRAINING <input type="checkbox"/> BUSINESS / PROFESSIONAL	
	<input type="checkbox"/> OFFICIAL MISSION <input type="checkbox"/> RELIGION / PILGRIMAGE	
	<input type="checkbox"/> HEALTH / MEDICAL <input type="checkbox"/> OTHERS	
	FOR OFFICIAL USE ONLY	

【新しい出発カード様式】

REPUBLIC OF THE PHILIPPINES DEPARTMENT OF JUSTICE BUREAU OF IMMIGRATION		DEPARTURE CARD
Fill this card in English with blue or black pen and in CAPITAL letters.		
1 LAST NAME		
2 FIRST NAME		
3 MIDDLE NAME		
4 CONTACT NUMBER AND/OR E-MAIL ADDRESS		
5 PASSPORT / TRAVEL DOCUMENT NUMBER	6 FLIGHT / VOYAGE NUMBER	
7 COUNTRY OF DESTINATION	8 PURPOSE OF TRAVEL (check one only)	
9 COUNTRY OF RESIDENCE	<input type="checkbox"/> PLEASURE / VACATION <input type="checkbox"/> OVERSEAS FILIPINO WORKER	
10 OCCUPATION / WORK	<input type="checkbox"/> FRIENDS / RELATIVES <input type="checkbox"/> RETURNING RESIDENT	
11 SIGNATURE OF PASSENGER	<input type="checkbox"/> CONVENTION / CONFERENCE <input type="checkbox"/> WORK / EMPLOYMENT	
	<input type="checkbox"/> EDUCATION / TRAINING <input type="checkbox"/> BUSINESS / PROFESSIONAL	
	<input type="checkbox"/> OFFICIAL MISSION <input type="checkbox"/> RELIGION / PILGRIMAGE	
	<input type="checkbox"/> HEALTH / MEDICAL <input type="checkbox"/> OTHERS	
	FOR OFFICIAL USE ONLY	

※ 旧式をご参考の上、ご記入ください。

■ マクタン・セブ国際空港に到着後



飛行機から降りて入国審査場へ



入国審査台(Visitors)-パスポート、入国申告書、航空券



荷物受け取り



税関申告(Nothing to declare)

1. マクタン・セブ国際空港に到着しましたら、入国審査を受けます。

その際は、パスポートと入国カードを提示します。

入国時は特に質問をされることはないと思いますが、もし入国審査官に「滞在の目的を聞かれた場合(What will you do?, What's your plan?, Why did you come to Cebu?など)」は、「旅行 (travel)」と答えるとよいでしょう。

また、「滞在先は? (Where will you stay?)」と聞かれた場合、セブにあるホテル例えば「ウォーターフロント ホテル (Waterfront Hotel) など」を答えていただければ問題ありません。

2. 入国審査が終わりましたら、預けた荷物を受け取ります。

ターンテーブルへ荷物が運ばれてきますので、他の方の荷物と間違えないように必ず確認をしてから受け取るようにしてください。

3. 預けた荷物を受け取った後、空港の外に出る前に、荷物検査があります。

通常はスーツケースの中をチェックされるようなことはございませんのでご安心ください。

パソコンやカメラを持参された場合稀に課税対象ではないかと、質問されることがあるようです。

そのような時は「これは私の私物です (This is mine not for sale!)」と答えれば大丈夫です。

(このようなことはごく稀なことなので、ご心配されなくても大丈夫です)

4. 空港の出口を出られ右に曲がって真っすぐお進みください。

当校スタッフが「CEBU ESL」と書いてあるボードを持ってお待ちしております。

私どもを見つけられましたらお声をお掛け下さい。

※ 空港の出口を出られ、道路を挟んだ目の前にも多くの英語学校関係者が待機しておりますが、CEBU ESL はそちらではございませんので、お間違いのないようお願い致します。

■ フィリピン生活のポイント

- 当校はビル型の学校・寮ではなく、単独住居タイプの施設となっており、広々としたビレッジ内でお過ごしいただけます。子どもたちが自由に走り回れ開放感溢れる空間で勉強することができます。

- ゴキブリ、蟻などに関して最大限駆除しておりますが、この国の特質上時々発生することもございます。なるべく寮内での飲食は避けるようにしていただき、お菓子や甘いものをこぼさないようお願いいたします。

- 時々小さいトカゲが発生します。トカゲは蟻やハエなどの害虫を食べる爬虫類なので駆除することができません。温かい目で見ていただけようようお願いいたします。

- ジブニーのご乗車は控えるようにしてください。外国人を狙った盗難等が発生している模様です。やむをえずご乗車する場合は細心の注意を払ってお乗りください。

- タクシーにご乗車時、必ずチップを払う必要はございません。おつりはしっかり受け取るようにしてください。英語の実力があまりないタクシー運転手も多いので目的地だけ簡単に伝えるようにしてください。メーターが回っているかの確認も行うようにしてください。

- 私達はフィリピンで生活する他国民です。自らの行動に責任を持ち、フィリピン人へ敬意を表しながら生活するように心がけましょう。

- マクタン島リゾート地のレストランでは、観光客と現地住民の価格が違う場合があります。交渉次第で多少割引してくれることもあります。

■ CEBU ESL での生活に関して

当校食事時間

<平日>

朝食 08:00~08:50

昼食 12:40~13:40

夕食 17:30~18:30

<週末・祝日>

朝食 08:00~09:00

昼食 12:00~13:00

夕食 17:00~18:00

※ 食事時間以外の食事提供はいたしません。食事時間は厳守をお願いいたします。

1日のスケジュール

時間	内容	備考
08:00~08:50	朝食	
08:50~10:00	1 時間目	マンツーマン / グループ授業 1 コマ=70 分 休憩 10 分 昼食時間 60 分
10:10~11:20	2 時間目	
11:30~12:40	3 時間目	
12:40~13:40	昼食	
13:40~14:50	4 時間目	
15:00~16:10	5 時間目	
16:20~17:30	6 時間目	
17:30~18:30	夕食	
18:30~19:20	7 時間目	ジュニアコースのみ適用 夜間クラス 1 コマ=50 分 休憩 10 分
19:30~20:20	8 時間目	
20:30~21:20	9 時間目	
21:20~	自習・休憩	ジュニアコースのみ適用

入学日（当校到着の翌日）の午前中にレベルテスト、オリエンテーションが行われます。

昼食後、午後はショッピングモールへ行き両替や生活用品の買い物を行います。

翌日から授業が開始となります。

教材は担当講師と相談し、レベルに合わない場合は未使用の場合のみ交換が可能です（但し試用期間は2日間です）

■ SSP・ビザ延長費

SSP : 6,500 ペソ

ACR I-CARD : 3,400 ペソ

ビザ延長費

1 回目 4,000 ペソ（初日から 59 日間滞在可能・8 週）

2 回目 4,900 ペソ（初日から 89 日間滞在可能・12 週）

3 回目 3,700 ペソ（初日から 119 日間滞在可能・16 週）

■ その他、現地でお支払いいただく費用

教材費 800~1,000 ペソ/1 冊（スケジュール毎、ご購入いただく数が異なります）

電気代 約 1,500~3,000 ペソ/4 週（使用分を請求）

水道代 お一人様 400 ペソ/4 週

寮の保証金 ひと家族 \$100（ご退寮時返金いたします）

Student ID 200 ペソ

CEBU ESL 規定

一般規定

1. 規定同意書

CEBU ESL に留学された方は、留学課程を開始する前にオリエンテーションで規定同意書をご確認いただきご署名いただきます。ご署名後は CEBU ESL の授業や寮生活の規定に同意いただいたとみなします。

2. 安全事故-留学保険

留学中の病気や事故に備えて全ての留学生は日本出国前に、留学保険又は旅行保険にご加入ください。ご加入された保険証書のコピーを当校のオフィスにご提出ください。

万が一事故が生じた場合、保険会社を通して補償されます。保険加入の有無と関係なく、事故に関して CEBU ESL は一切の責任と義務を負いません。学校内の安全に関しては最大の注意を払っております。事故や健康面に関してはご本人様でご注意いただきますようお願いいたします。留学終了と共に CEBU ESL での責任は終了いたします。

3. 退学処分と払い戻しに関して

留学生の不適切な行動と規定違反の累積により退学処分時、いかなる場合にも留学費用の返金はいたしません。

留学登録及び教育規定

第 1 条 登録と延長規定

1. 入学お申込み登録費\$100 の入金と同時に CEBU ESL のお申込みが確定し、留学キャンセルやいかなる理由であっても登録費の払い戻しはいたしません。
2. 入学お申込み後、出国日（留学開始日）の延期をされる場合、お支払いされた登録費はその後も有効となり、最大 3 回まで入学の延期が可能となります。
3. お申込み完了後、7 日以内に当校からインボイス（登録確認書）をお送りいたしますので、入学日 4 週間前までに授業料と寮費をお振り込みください。
4. 留学のお申込みは 1 週間から可能です。
5. 延長を希望される場合は 4 週間前までにお申し込みいただき、授業料は授業開始 4 週間前までにお納めください。規定以内にお申込み、授業料のお振り込みがいただけない場合、空き部屋等の関係で期間延長、講師変更、寮の変更ができないことをごさいますのでご了承ください。
6. 授業料の繰越しや譲渡はできません。但しご家族や本人が病気などの場合は留学期間の変更・費用の繰越しが可能となります。

第 2 条 払い戻し規定

1. 出国前

- I 留学開始 4 週間前でのキャンセルの場合、登録費を除いた費用（学費+寮費）を全額返金いたします。
- II 留学開始 4 週間未満でのキャンセルの場合、登録費と 2 週間分の費用（学費+寮費）を除いた金額を返金いたします。

2. 出国後

- I 当校へ到着後キャンセルの場合、登録費と 4 週間分の費用（学費+寮費）を除いた金額を返金いたします。
- II コース開講後では 4 週間単位で返金。残りの授業があった場合は 50%返金いたします。
- III 留学の残余期間が 4 週間未満の場合は返金できません。

Ⅳ 返金の際は、お手続きいただいたエージェントを通して返金処理が行われます。(30 日以内に返金処理をいたします)

Ⅴ お部屋の変更による差額は残余期間 4 週単位で、差額の 50%返金されます。

Ⅵ 家族や本人の病気のため留学の継続が困難になった場合、残り期間に関係なく残余留学費用の 60%返金。(但し、診断書などの提出が必要)

第 3 条 免責規定

1. 授業は月曜日から金曜日まで週 5 日間行われ、フィリピンの公休日、祝日は授業が行われません。これに対する補償はございません。
2. 自然災害、天災地変、飛行機の遅延や欠航など不可抗力な理由で留学ができなくなったとしても CEBU ESL は責任を負いません。
3. 留学中の旅行、外出、外泊など学校外で発生した財産上、人命上の被害に対して CEBU ESL は責任を負いません。
4. CEBU ESL 公式行事の他に学校内での個人的な活動で発生した事故に対して CEBU ESL は責任を負いません。
5. 留学生のより良い英語カリキュラムのために開講日、プログラム変更等の権限を CEBU ESL に一任いたします。
6. 為替レートの変更などによる留学費の値上げ、値下げは CEBU ESL に一任し、変更された留学費は変更以降に申込みいただいた留学生から適用されます。

第 4 条 コース受講と変更申込み

1. 授業時間と担当講師に関しては CEBU ESL に委託し、正当な理由がない限り異議を提議することはできません。
2. 授業時間は厳守をお願いします。10 分以上遅刻した場合、授業は欠講となる場合がございます。
3. 授業時間の服装に関して、短すぎるスカートやパンツ、透けて見える洋服などは控え、常識ある服装で受けるようにお願いします。
また、講師へはマナーある態度で接しなければなりません。
4. 授業時間中の母国語の使用、悪口などは厳禁とし、フィリピンや他国に対する誹謗中傷などは絶対におやめください。ペナルティーの対象となり厳しく対応いたします。
5. 担当講師がやむをえず欠席をした場合、代講又は授業が振替えとなります。
6. 授業スケジュールや講師の変更は、オフィススタッフと相談後申込書を提出してください。毎週木曜日に変更の申込み受付が行われ、翌月曜日に新しいスケジュールや担当講師が適用されます。
7. レベルテストの結果、他の留学生とレベルに差がありグループ授業を一緒に行うことが困難な場合は、他の授業をご提案することもございます。
8. フィリピンの公休日と祝日は基本的に授業はありませんが、スケジュールが変更されることもございます。
9. 公休日や祝日が多く 4 週間で授業日数が 18 日未満だった場合、土曜日を利用して振替え授業が行われます。

第 5 条 授業参加及び正規テスト

1. 週 3 回以上無断欠席をした場合、授業・講師の変更ができない場合があります。
2. 週 5 回以上無断欠席をした場合、翌週の授業は全て取り消しとなり払い戻しもできません。
3. 月に 10 回以上無断欠席をした場合、退学処分を取らせていただき費用の払い戻しはございません。
4. やむをえない理由や病気などで授業を欠席する時は、その旨を提出していただければ欠席扱いにはなりません。
5. 留学生の皆さまには定期レベルテスト終了後、成績表をお渡しいたします。その結果成績が思わしくない、レベルの向上が見られない等の判断をされた場合、今後の授業方針の相談をお受けいたします。
6. 定期テストなど学校で行われるテストを欠席した場合、ペナルティーが科せられます。
7. 担当講師へ不誠実、非常識な態度を取った際は、別の講師に変更する場合がございます。
8. 授業の欠席に対する振替えや補習授業は行われません。それに対する費用の払い戻しもございません。
9. 授業では原本教材(コピー教材ではない)をご使用いただけます。当校でお買い求めいただけます。

10. 授業開始時は、中古の教材や講師の教材を使用させていただきます。その理由をご本人のレベルに合う教材なのか判断するために2日間ご使用いただき、2日後に新しい教材をご購入いただきます。もしくは、授業開始時新しい教材を使用される場合、書き込みなどをされないようお願いします。

11. 書き込みやメモ、汚れなど使用が確認された教材の変更、払い戻しはできません。

第6条 証書、ビザ、SSP

1. 修了証-出席率80%以上の方に発行されます。

2. 成績/出欠席表-ご本人様の要請により発行いたします。

3. ビザ延長費用は留学生様にご負担いただき、留学期間によって費用は異なります。入学時ビザ延長費用を一括でお支払いいただき、当校スタッフが手続きの代行をいたします。留学期間の延長時にも、延長分のビザ申請費用を一括でお支払いいただきます。途中で留学をキャンセルされるなどの状況になった際でも、一度申請したビザに対する払い戻しはできません。

4. SSPはフィリピンで英語留学をする際に納付が義務付けられています。観光を目的として入国した外国人がフィリピン国内で合法的に勉強するために必要なビザの一種です。

5. 授業の追加や寮の延長、変更により発生する追加費用は、CEBU ESLに直接お支払いいただきます。

第7条 その他

1. アレルギー、病気、遅延などは事前に学校側に連絡していただければ、その方に合った環境をご用意するように努力いたします。やむをえず環境等が合わなかった場合はご入学をご遠慮いただくこともございます。

2. 留学中の頻繁な飲酒、外泊、不道德行為、他の留学生や講師への扇動行為など、学校の環境を乱すような行為をした場合は強制退学とさせていただきます。

3. 暴力行為、器物破損、窃盗などに対してはフィリピンの法律に基づいて対処させていただきます。

寮及び生活規定

第1条 寮一般規定

1. 寮の部屋分けに対しては、CEBU ESLに一任していただくこととし、正式な理由がない限り当校で指定した部屋で生活していただきます。

2. ルームメイトと生活する上で不便が生じた場合、相手のルームメイトに部屋の変更を申し入れることは不可で、ご本人様が他の部屋に移動していただくなどの対応をさせていただきます。

3. 入学時に確認していただきます寮規定に違反した場合、ペナルティーや処罰の対象となります。

4. 洗面用具やシャンプー、リンス、ボディソープ、タオル、トイレットペーパーやティッシュなどの生活必需品はご本人様でご準備いただきますようお願いします。

5. 寮にある全ての物品はCEBU ESLの財産です。任意に持ち去ったり、移動させたりすることは禁止いたします。窃盗や破損が生じた場合、寮保証金から差し引かせていただき被害費用が保証金を超過した時は、追加の費用を請求させていただきます。

6. 部屋で料理を作ることは禁止です。主な理由は火災予防であり、他にゴキブリや蟻などの害虫防止のためです。

7. 学校内部にいるスタッフに対する誹謗中傷、買収、暴言等は絶対におやめください。

第2条 寮保証金及び電気水道代

1. 入寮時、寮保証金として5,000ペソをお預けいただきます。退寮時ご使用いただいたお部屋などの物品に破損などがなく、電気代のお支払いが完了してありましたら全額お返しいたします。もしくは、破損等があった場合や電気代が未納の場合はその費用を差し引きお返しいたします。

2. 電気代は各部屋の計量器に基づきお支払いいただきます。

3. 水道代は、おひとり様あたり4週で400ペソとなります。入寮時に、留学期間分をお支払いいただきます。

第3条 門限、外出外泊、訪問と旅行の規定

1. 保護者様が外出や外泊される際はお子様もご一緒にお連れいただくようお願いいたします。平日の門限は22時となっております。
2. 金曜日の18時から土・日曜日の22時まで外出外泊が可能です。
3. 金曜日・土曜日の門限は0時となります。
4. 日曜日は22時、金曜日・土曜日は0時までに帰宅されない場合はペナルティーと警告が科せられます。
5. 週末に旅行などで外泊される時は、外泊届けを提出してください。無断外泊をされた場合、ペナルティーと警告の対象となります。
6. 平日の外泊は原則的に禁止です。特別な理由で外泊される場合、事前に外泊理由をご提出ください。
7. 旅行や外泊をされる際は、外泊届けに行き先と連絡先を必ず記載してください。事故予防と非常事態が発生した際に対応するためです。ご協力をお願いいたします。
8. 親子留学時、平日の外出は授業時間後や授業の空き時間は可能です。外出する際はオフィスにお知らせください。
9. ジュニア留学（保護者様未同伴）は、講師やスタッフが同伴のもと外出が可能で、外泊は禁止です。
10. 病気の治療（入院、応急時外泊可能）、郵便局や薬局などへ行く際は外出が可能です。また、家族などの訪問時は外出、外泊が可能です。
11. 上記の理由などで外出、外泊され授業を欠席されても、その授業の振替え、補習はされません。
12. その他の外出、外泊に対する許可は学校マネージャーの判断に従ってください。

第4条 飲酒及び喫煙の規定

1. アルコール類の校内持ち込みは禁止です。また、学校内での飲酒も禁止いたします。
2. 学校の売店でもアルコール類の購入は禁止します。
3. 外で飲酒をし帰宅した際は、大声をだしたり騒いだりせず他の方々の迷惑にならないようにしてください。また、器物破損やケンカ、他の方への迷惑行為などがあった場合はペナルティーと警告が科され、退学処分となることもございます。
4. 喫煙は喫煙スペースでお願いします。部屋やトイレ、室内での喫煙は禁止です。守られない場合はペナルティーと警告が科せられます。
5. タバコの吸い殻はゴミ箱へは捨てず、必ず灰皿にお捨てください。トイレやポイ捨てをした場合はペナルティーと警告が科せられます。

第5条 掃除及び洗濯

1. 部屋の掃除は週に3回、ベッドシーツの交換は週に1回となります。規定の周期内にシーツの交換を申し出る際は適切な理由をご提示ください。
2. 部屋、リビング、トイレの掃除をする際、盗難防止とプライバシー保護のために、使用留学生ひとり以上の立ち会いのもと掃除をいたします。
3. 洗濯は週3回となります。
4. 高級衣類や水洗い不可の衣類は洗濯に出さないようにしてください。もし、洗濯に出し衣類に異常が生じても当校は責任を負いません。
5. ドライクリーニング専用衣類、特殊な洗濯を要する衣類は、当校では洗濯ができませんので、ご本人様で外部のクリーニング店にご依頼ください。
6. 洗濯物の色落ちや縮み、損傷などに対して所定の保証金以外は CEBU ESL では責任を負いません。
7. 洗濯物の紛失を防ぐために、衣類に名前を書いていただけるようお願いいたします。

第6条 その他

1. 食堂にある食器類の部屋への持ち込みは禁止です。やむをえず使用したい場合は料理長の許可を得てからとし、必ず返却してください。
2. 図書室内にある教材は販売用ですので、破損等に注意し外部への持ち出しは購入後可能です。
3. 留学期間中に撮影された写真や動画などの著作権は当校とし、留学生と一緒に共有します。

ペナルティー、警告及び退学処分

第1条 ペナルティー

1. 学校の規定違反により科せられるペナルティー
2. 規定違反によりペナルティーが科せられ、3回のペナルティーで警告1回とします。
3. 授業中に母国語を使用した際、講師の判断で1~3のペナルティーが科せられます。

第2条 警告

1. 以下の学校規定違反に対して警告1点が科せられます。
 - 門限時間の違反
 - 室内での喫煙
 - 無断外出及び外泊
 - 帰宅時間の違反
 - ガードマンの忠告を無視
 - 週3回以上の無断欠席
 - 定期英語テストの欠席
2. 以下の学校規定違反に対して警告2点が科せられます。
 - 学校内を大声で騒いだり、トラブル、乱闘行為など
 - 故意的に学校の器物破損行為
 - 留学生間の暴力やトラブル、誹謗中傷など
 - 他の留学生の部屋への無断出入り及び就寝
3. 以下の学校規定違反に対して警告3点が科せられます。
 - 学校内へのアルコール類の持ち込み
 - 正門以外の場所からの出入り（正門が閉まっているにも関わらず他の場所から門限時間外に出入りすることを禁じる）
 - 正門でのガードマンによる荷物検査に応じなかった場合
 - 学校内の売店でのアルコール類購入
4. その他の事項に対して学校長とマネージャーの判断で警告を科します。

第3条 警告累積に伴う対応、警告無効

1. 警告1点 - 書面警告書発行と学校内掲示板での公示
2. 警告2点 - 上記1項の他に、4週間の授業変更不可、強制的に講師の変更
3. 警告3点 - 上記1、2項の他に、2週間の外出、外泊禁止
4. 警告4点 - 上記1、2、3項の他に、ご家族とご登録のエージェンシーへ連絡をすると共に、4週間の外出、外泊禁止
5. 警告5点 - 強制退学処分
6. 警告発令後、8週間の謹慎と真摯に授業に取り組んだ際、全ての警告を取り消します。
7. 学校長とマネージャーが提示する課題とボランティア活動で警告点を軽減します。
8. 警告発令後、謹慎と優秀な授業成績を修める際、警告点から-1点を軽減します。

第4条 退学処分

1. 下記の規定違反時、警告なしで退学処分とします。
 - 警告5点以上の累積をした場合
 - 学校内での飲酒行為
 - 異性間での部屋の出入り
 - ギャンブル
 - 暴力行為
 - 学校長やマネージャーへ対する誹謗中傷、脅迫、買収など

- 学校スタッフや講師へ対する誹謗中傷、脅迫、買収など
 - 学校スタッフや講師との恋愛関係が生じた場合、留学生は退学、該当スタッフ及び講師は退社とする
 - CEBU ESL に対する故意的名誉毀損
 - CEBU ESL に対する膨大な財産上の被害が生じた場合、賠償金を支払い後退学
2. 退学処分時、払い戻しはできません。

保護者同伴ジュニアコース 例外規定と追加規定

第 1 条 火気及び電子製品使用

1. 室内での炊事（火器道具使用）は絶対に禁止です。
2. 停電時などどのような場合でもロウソクの使用は禁止します。
3. 電気ポット、電気使用の虫よけ器、ヘアドライヤー、アイロンなどの加熱性電化製品の使用は可能ですが、細心の注意を払いご使用ください。
4. 加熱性家電を使用し火災が起こった場合、使用した者が全てを賠償しなければならないのでご使用時はご注意ください。

第 2 条 外出、外泊、門限

1. 一般スパルタ学生の規定は、外出部分と授業部分で例外が適用されますが、その他の部分はスパルタ式の規定に準じます。
2. 買い物やその他の理由で子どもだけの外出、外泊は認められません。
3. 門限は一般規定と同様です。
4. 外部プールを利用する際もガードマン又は学校スタッフに連絡後外出するようにしてください。休憩時間や授業後の時間に利用してください。
(外部プールは有料です。子どもひとり当たり 50 ペソ、大人ひとり当たり 100 ペソ)
5. 外出後のアルコール類の持ち込みは禁止です。学校内での飲酒も禁止です。

第 3 条 学校全般及び寮


1. 保護者は学校側にコンプレインを申し出ることはできますが、講師やスタッフに直接学校に関することを支持したり命令したりすることはできません。
2. 寮保証金 5,000 ペソはひと家族当たりとし、退寮時電気代と水道代の未払いがなく、施設や備品の破損がない場合は全額返金いたします。
3. 寮変更は同一条件の寮のみ 1 度だけ可能です。その他学校側の事情の場合、協議を行った上で寮の変更が可能です。
4. 未就学児童の SSP 取得は不必要ですが、保護者様は必ず SSP を取得していただくようお願いいたします。

CEBU ESL 連絡先

住所：City Villa garden, Ma. Luisa Road. Banilad, Cebu City, Philippines 6000

Tel：+63 32)238-5573

E-mail：cebu junior@gmail.com

お問い合わせ、詳細情報は、コチラから 



セブ島留学センター